



災害又は事故における中部地方整備局管内の
緊急的な応急対策の支援に関する協定書



平成 29 年 12 月

国土交通省中部地方整備局

一般社団法人中部地質調査業協会

災害又は事故における中部地方整備局管内の 緊急的な応急対策の支援に関する協定書

国土交通省中部地方整備局長（以下「甲」という。）と一般社団法人中部地質調査業協会理事長（以下「乙」という。）は、災害又は事故（そのまま放置すれば、直ちに災害につながるおそれがある場合に限る。）における中部地方整備局が行う緊急的な応急対策（以下「業務」という。）の支援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は地震・大雨等、異常な自然現象及び予期できない災害又は事故の場合で、中部地方整備局管内において発生した災害又は事故の緊急的な応急対策、並びに被災地の支援に関し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の支援範囲）

第2条 業務の支援範囲は中部地方整備局管内とする。
ただし、甲が特に必要と判断した場合、中部地方整備局管外を業務の支援範囲とすることができるものとする。

（業務の内容）

第3条 甲又は甲の所掌する事務所及び管理所（以下「事務所等」という。）の長は、所管施設等に被害が発生し、必要と認めるときは、被災状況に応じて、乙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲又は事務所等の長は、乙の会員を特定する際に使用可能な調査等に使用する資機材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「調査等の実施体制に関する情報」という。）を乙に求めるものとする。
ただし、中部地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、乙は自発的に、調査等の実施体制に関する情報を収集し、防災課長または、防災担当者に報告するものとする。

3 上記に係る詳細内容、手順等については別に定めるものとする。

4 乙の会員は、甲又は事務所等の長からの出動要請があった場合、出来る限り速やかに所管施設等の被災状況を把握し、甲又は事務所等の長の指示により、当該災害の当該業務の支援を実施するものとする。
なお、中部地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲の出動要請があった場合、乙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

5 乙は、本協定に基づく支援が長期に亘り、甲の派遣要請があった場合、中部地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

6 乙は、乙の会員への連絡体制及び会員が有する技術者、調査等に使用する資機材の員数について第5条に基づき協定の期間を延長した場合、毎年、

6月末までに甲に報告するものとする。

7 甲と乙は、緊急時の連絡体制を整えるとともに、乙の会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

8 乙の会員は、業務を迅速に実施できるよう、調査等に使用する資機材及び必要な人員の確保に努め、第5項の報告に大幅な変更が生じた場合は乙を通じて速やかに甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第4条 甲又は事務所等の長は、乙の会員に出動要請したときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

（有効期限）

第5条 この協定の期間は、協定締結日より平成30年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、甲又は事務所等の長及び乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は調査等に使用する資機材等に損害が生じた場合、乙の会員は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲又は事務所等の長に報告し、その処置について甲又は事務所等の長と協議して定めるものとする。

（その他）

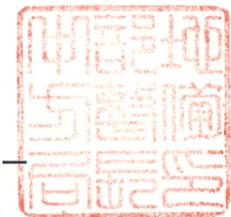
第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成29年12月4日

甲 国土交通省中部地方整備局
局長

塚原 浩一



乙 一般社団法人中部地質調査業協会
理事長

伊藤 重和



